

2023年9月28日

お客さま 各位

株式会社富山銀行

適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に伴う対応について

平素より富山銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2023年10月1日（日）より適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」といいます。）が開始されます。これに伴い、当行では下記の対応を行いますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当行の適格請求書発行事業者登録番号

T9230001011196

2. インボイスの交付について

当行では、インボイス制度に必要なとなる消費税の課税取引（各種手数料等）を対象に、次により適格請求書や適格簡易請求書（以下、「インボイス」といいます。）を交付いたします。交付方式が2種類に分かれますので、ご留意願います。

① お取引ごとにインボイスを交付する方式

お取引の都度、インボイスの要件を満たした領収書や計算書を交付します。
適格請求書発行事業者登録番号が記載してある領収書等が該当します。

② お取引をおまとめしたインボイスを交付する方式

預金口座より自動引き落としした取引を一覧にした『インボイスのお知らせ』を郵送で交付します。

* 郵送は2024年1月下旬より開始（2023年10月から2023年12月分）し、以降は前月分を翌月に交付します。

* 郵送開始前にインボイスが必要な場合は、窓口にお申し出ください。

3. ATMでのお取引にかかる手数料

ATM取引の手数料は、インボイスの交付義務が自動販売機特例により免除されることからインボイスは交付いたしません。

以上

本件に関するお問い合わせ先

富山銀行のインボイス制度対応にかかる詳細につきましては、お取引店へお問い合わせください。